

安田川アユおどる清流キャンプ場 指定管理者募集要項

令和8年1月

安 田 町

目 次

1	指定管理者募集の目的	1ページ
(1)	目的	
2	対象施設の概要	1・2ページ
(1)	施設の名称及び所在地	
(2)	施設の設置目的	
(3)	施設の概要	
3	施設管理者が行う業務等	2ページ
(1)	業務内容	
(2)	留意事項	
4	指定管理期間	2ページ
5	管理の基準	2～4ページ
(1)	休場日	
(2)	利用時間	
(3)	還付	
(4)	キャンセル料	
6	管理に要する経費	4～6ページ
(1)	指定管理料	
(2)	管理運営経費	
(3)	利用料に関する事項	
(4)	指定管理料の精算	
(5)	管理口座・区分経理	
(6)	自主事業による収入	
(7)	管理運営における課税	
7	申請資格等	6・7ページ
(1)	申請する法人等の資格	
(2)	共同企業体で申請する場合の要件	
(3)	指定の取消し	
8	指定管理の公募手続	7・8ページ
(1)	公募の日程	
(2)	募集要項等の配布場所	
(3)	募集要項等に関する質問の受付	
(4)	募集要項等に関する質問の回答	
9	申請の手続き	8～10ページ
(1)	申請に必要な書類	
(2)	応募書類の提出部数	
(3)	応募書類の受付期間	
(4)	提出方法	
(5)	申請にあたっての留意事項	

10 指定管理候補者の選定……………10～12ページ

(1)選定方法

(2)選定の基準

(3)選定の対象外

(4)その他

11 指定管理者の指定及び協定の締結……………12ページ

(1)指定管理者の指定

(2)協定の締結

(3)留意事項

12 その他……………12ページ

(1)指定管理者の履行責任に関する事項

(2)業務の継続が困難となった場合の措置

13 問い合わせ先……………13ページ

14 様式……………14～26ページ

安田川アユおどる清流キャンプ場指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

(1) 目的

安田川アユおどる清流キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び安田川アユおどる清流キャンプ場設置及び管理に関する条例（令和2年12月9日条例第24号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づく、指定管理者（管理運営を実施する法人等）を次のとおり募集する。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	位 置
安田川アユおどる清流キャンプ場	安田町大字船倉500番地外

(2) 施設の設置目的

この施設は、安田町の豊かな自然を満喫でき、『誰もが「また来たい！」』と感じる魅力あふれるフィールドに！』をコンセプトに、自然体験型・滞在型観光の拠点として、町の産業振興及び交流人口の拡大に資することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 施設の概要

敷地面積 14,300m²

建物概要

【宿泊棟】 5棟 木造

キャビン1 57.00m²

キャビン2 64.50m²

キャビン3 52.79m²

キャビン4 66.26m²

キャビン5 66.26m²

キャビン倉庫 1棟

【キャンプサイト】 20区画

【オートキャンプ】 10区画（電源・シンク水栓）

【ドッグフリーサイト】 2区画（電源・シンク水栓）

【ドッグラン】 1区画

【バイクフリーサイト】 1区画

【ツリーハウス】 1棟

【管理棟兼店舗】 1棟 延べ床面積 128.01 m² 木造

(店舗部分84.67m²)

【炊事棟1】 23.04 m² 木造 (ビザ3釜)

【炊事棟2】 49.92 m² 木造

【トイレ棟1】 23.04 m² (男女トイレ、多目的トイレ)

【トイレ棟2】 34.72 m² (男女トイレ)

【シャワー棟】 25.00 m² 木造

【ゴミ置き場】 2.15 m² 木造

【倉庫棟】 7.20 m² 木造

【付帯施設】 吊橋・木漏れ日広場・駐車場

施設の詳細については、別紙「安田川アユおどる清流キャンプ場管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

3 指定管理者が行う業務等

(1) 業務内容

- ア キャンプ場の運営に関する業務
- イ キャンプ場の広報に関する業務
- ウ キャンプ場の使用の許可に関する業務
- エ キャンプ場の使用に係る料金に関する業務
- オ キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務。ただし、大規模な修理を除く。
- カ その他町長が指示した業務

(2) 留意事項

- ア 具体的な業務内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。
- イ 業務執行にあたっては、地方自治法、条例及びその他関係法令等を遵守すること。
- ウ 施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、町長の承諾を得て委託し、請け負わせることができる。

4 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

5 管理の基準

(1) 休場日

営業期間は通年とする。ただし、町長の承諾を得て休場日を設けることができる。

(2) 利用時間

管理棟	終日
店舗（物販エリア）	午前9時～午後7時
炊事棟	終日
シャワー棟	終日
トイレ棟	終日
キャビン	昼間 午前10時～午後4時 宿泊 午後2時～翌日午前11時
キャンプサイト	昼間 午前10時～午後4時 宿泊 午後2時～翌日午後1時
オートキャンプ	昼間 午前10時～午後4時 宿泊 午後2時～翌日午後1時
ドッグフリーサイト	昼間 午前10時～午後4時 宿泊 午後2時～翌日午後1時
バイクフリーサイト	昼間 午前10時～午後4時 宿泊 午後2時～翌日午後1時
ツリーハウス	午前9時～午後4時
ドッグラン	午前9時～午後4時
コインランドリー	終日

※ 必要があると認めるときは、町長の承認を得て上記を変更することができる。

※ 施設の整備及び補修その他管理上必要があるときは、施設の全部又は一部の使用を停止することがある。

(3) 還付

町長が特別な理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

既納の使用料を還付することができる場合	還付する割合	備考
キャンプ場の管理上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき。	10割	還付金に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
災害その他やむを得ない事情により使用することができなくなったとき。	10割	
使用者が自己の都合により7日前から4日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。	7割	
使用者が自己の都合により3日前から1日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。	5割	
使用者が自己の都合により当日に使用許可の取消しを申し出たとき、又は使用許可を受けた施設を使用しなかったとき。	0割	

(4) キャンセル料

指定管理者は、使用者が使用許可の取消し、または変更を申し出た場合、ならびに許可を受けた施設を使用しなかった場合は、キャンセル料を徴収することができる。

キャンセル料を徴収することができる場合	割合	備考
キャンプ場の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。	0割	キャンセル料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
災害その他やむを得ない事情により使用することができなくなったとき。	0割	
使用者が自己の都合により7日前から4日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。	3割	
使用者が自己の都合により3日前から1日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。	5割	
使用者が自己の都合により当日に使用許可の取消しを申し出たとき、又は使用許可を受けた施設を使用しなかったとき。	10割	

6 管理に要する経費

(1) 指定管理料

ア 指定管理料の上限額、支払時期、支払方法等は、町と指定管理者で締結する協定書で定めるものとする。

イ キャンプ場の指定管理料の上限額については、次のとおりとする。

指定管理料 10,000,000円（5年間分）

※管理に要する経費：直近の管理経費と新增設の維持管理見込みを含む

ウ 申請にあたっては、事業計画（別記第3号様式）及び収支計画書（別記第4号様式）を作成すること。

エ 協定締結後の指定管理料については、前年度までの実績により見直しを行い、予算の範囲内で町と指定管理者と協議のうえ決定するものとする。

（2）管理運営経費

管理運営経費は、施設の管理運営を行うにあたり必要な費用で次に掲げるものとする。

ただし、自主事業に必要な経費は含めないこと。

ア 使用料等収入に係る原価

イ 人件費

ウ 光熱水費及び燃料費

エ 施設及び設備等の維持管理に係る費用

オ その他施設の運営業務に必要となる費用

（3）利用料に関する事項

施設の利用に係る料金（以下「利用料」という。）は、次のとおりとする。

ア 利用料は、指定管理者の収入とし、条例及び安田川アユおどる清流キャンプ場設置及び管理に関する条例施行規則で定める額の範囲内で、町長の承認を受けて、指定管理者が定めることができる。（別紙参照）

イ 使用料の減免

条例第13条により使用料を減免することができる。

ウ 使用料の不還付

既に支払われた使用料は還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰さない理由によりキャンプ場を使用できないときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

エ キャンセル料

指定管理者は、使用者が使用許可の取消し、または変更を申し出た場合、ならびに許可を受けた施設を使用しなかった場合は、キャンセル料を徴収することができる。

（4）指定管理料の精算

ア 指定管理者は、各年度の自主事業を除く全体収支に利益が生じた場合、その利益額の3割相当額を町に還元することとする。ただし、利益額が100万円を超える場合に限る。

イ 還元の方法は、原則として現金納付とするが、指定管理者が別途提案する場合には、町と協議により決定する。

ウ 利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する指定管理料の不足額が生じた場合、原

則として指定管理料の補填はしないものとする。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、指定管理者本来の口座とは別の口座で管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務(自主事業等)に係る経理を区分して整理すること。

(6) 自主事業による収入

ア 指定管理者は、施設内において自主事業を行うことができ、それによる収入を得ることができるものとする。

イ 自主事業による収入は指定管理者の収入とする。

ウ 指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務（以下「本来業務」という。）の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を策定して、事業開始 10 日前までに書面にて町に届出をして実施すること。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障が出ないようにしなければならず、事業終了後は町に対して自主事業の実績を報告しなければならない。

(7) 管理運営における課税

指定管理者は、法人税や事業所税、印紙税など課税される場合があるため、管轄の市区町村、税務署等の関係機関に確認を行うこと。なお、租税負担が生じた場合には、指定管理者の負担とする。

7 申請資格等

(1) 申請する法人等の資格

申請しようとするものは、次の要件をすべて満たす法人又はその他の団体であること。

ア 法律行為を行う能力を有するもの。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消を受けたことがないもの。

エ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することのないもの。

オ 本町における指定管理者の指定の手続において、その公平な手続を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したものでないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 共同企業体で申請する場合の要件

- ア 共同企業体の構成団体は、(1)の申請する団体の資格の要件を全て満たしていること
- イ 複数の団体が共同企業体を構成して申請する場合は、代表となる団体を定めなければならない
- ウ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない
- エ 単独で申請した団体は、共同企業体で申請する場合の構成団体となることはできない
- オ 共同企業体で申請した団体は、その構成員の変更は原則として認めない

(3) 指定の取消し

指定申請時点で応募資格に該当した団体が、以後、非該当となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

8 指定管理の公募手続

(1) 公募の日程

内 容	期 日
申請の受付期間	令和8年1月7日～令和8年2月6日
募集要項等に関する質問の受付	令和8年1月7日～令和8年1月23日
募集要項等に関する質問の回答	令和8年1月30日

プレゼンテーション及び審査選定 *	令和8年2月10日(予定)
町議会による指定議決	令和8年3月上旬(予定)

*プレゼンテーションについては、状況により実施しない場合がある。

(2) 募集要項等の配布場所

ア 配布場所

高知県安芸郡安田町大字安田1850番地

安田町地域創生課 又は安田町ホームページからダウンロード

(ホームページアドレス <https://www.town.yasuda.kochi.jp/>)

(3) 募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和8年1月7日(水)～令和8年2月6日(金)午後5時まで

イ 提出方法

FAX又はE-mailで地域創生課に提出。(様式は任意)

※FAX又はE-mailの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信を連絡すること。

(4) 募集要項等に関する質問の回答

ア 回答方法

E-mailにより回答

イ 回答日時

令和8年1月30日(金)午後5時までに回答

9 申請の手続き

(1) 申請に必要な書類

ア 指定管理者指定申請書（別記様式第1号）

イ 資格を有していることを証する書類

- ① 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- ② 定款、会則、規約その他これらに相当する書類
- ③ 申込資格に関する申立書、国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第2号様式）

- イ 安田川アユおどる清流キャンプ場管理業務に関する事業計画書（別記第3号様式）
- ウ 安田川アユおどる清流キャンプ場管理業務に関する収支計画書（別記第4号様式）
- エ 申請団体の指定申請書を提出する日の属する年度の収支予算書、及び事業計画書、前事業年度の事業報告書及び収支決算書、又は財務諸表等経営の状況を示す書類
- オ 設立趣旨及び事業内容のパンフレット等申請団体の活動概要を示す書類
- カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類
- キ その他町長が必要と認める書類

（2）応募書類の提出部数

各10部（正本1部及び副本9部（副本は複写可））とする。

（3）応募書類の受付期間

令和8年1月7日（水）から令和8年2月6日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（4）提出方法

申請書ほか必要書類を下記まで持参又は郵送（必着）により提出すること。

安田町役場地域創生課

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田1850番地

TEL 0887-38-6713（直通）

（5）申請にあたっての留意事項

- ア 申請書は、A4紙ファイルに綴じて提出のこと。
- イ 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長（提案書の一部はA3可）とし、両面使用とすること。
- ウ 申請書の文章中の文字ポイントは10ポイント以上とすること。
- エ 申請書を提出後に辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
- オ 提出書類の返却は行わない。
- カ 提出された書類は、必要に応じて複写する。（使用は、庁内及び指定管理者の選定に限る。）
- キ 基準価格を超えた指定管理料の額に基づいた申請があつた場合は失格とする。
- ク 1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とする。
- ケ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合申請はなかつたものとして取り扱うこととする。
- コ 申請者及び申請者の関係者が選定に対する不当な要求を行つた場合又は、安田町指定管理者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合がある。

- サ 共同企業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと町が判断した場合には、変更を可能とすることもある。
- シ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- ス 申請書類に虚偽の記載があった場合、また不正があった場合は、当該申請は無効とする。
- セ 提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、安田町情報公開条例(平成14年条例第1号)に基づく情報公開請求の対象とする。(非公開情報:個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。)
- ソ 申請に要する経費等は、すべて申請団体等の負担とする。

10 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定方法は安田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第15号）による選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選定基準に基づいて審査した評価点数の合計点数が最も高い者を指定管理者として選定する。なお、全ての法人等において選定委員会委員全員の合計点数が最低制限基準（合計点の6割）に満たない場合、再度申請を行うか、最も合計点数が高い法人等に事業計画書を再提出してもらい、再度選定委員会の審査に付することができるものとする。

(2) 選定の基準

選定の基準は安田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第4条各号に定める次の選定基準によることとする。

- ア 使用者の平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 施設の使用を最大限に發揮すること。
- ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経費の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- オ その他町長等が別に定める事項
- カ 選定基準に基づき設定する審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	配 点
・施設の基本的管理運営方針	20
施設の維持管理 ・施設の維持管理の考え方 ・外部委託の考え方 ・経費削減の方策	30
施設の利用促進 ・サービス向上策 ・広報宣伝について ・自主事業について	60
管理運営体制 ・組織構成 ・人員確保に対する考え方	20
過去の実績 ・類似施設や関連業務の実績	20
スケジュール ・年間事業スケジュール	10
収支計画 ・収支計画	30
提案価格 ・指定管理料	10
合 計	200

(3) 選定の対象外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは選定の決定を取り消す。

- ア 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- イ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと町が認めた場合
- エ その他不正な行為があったと町が認めた場合

(4) その他

- ア 提出書類は返却することができない。
- イ 選定委員会の選定結果についての異議申し立てはできない。
- ウ 提出された書類は必要に応じて複写する。
- エ 提出された書類は安田町情報公開条例により公開の対象とする。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は町議会に上程し議決を経たのち指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

町と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項について協議のうえ、協定を締結する。

(3) 留意事項

指定管理者として選定された者が、正当な理由なくして町が指定する期日までに協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

12 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに町に報告しなければならない。
- イ 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合は、町に報告しなければならない。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとする。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、町は指定を取り消す等の措置をとることとする。また、指定管理者は次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

天災、不可抗力その他の町又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、町と指定管理者は、業務継続の可否について協議を行うものとする。協議の結果、当該指定管理者による管理運営業務が困難であると町が判断した場合は、町は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

13 問い合わせ先

〒781-6421

高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

安田町役場地域創生課

TEL 0887-38-6713

FAX 0887-38-6723

e-mail sousei@town.kochi-yasuda.lg.jp

別記第1号様式

令和 年 月 日

安田町長 様

法人・団体名
法人・団体住所
代表者名 印

安田川アユおどる清流キャンプ場に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	安田川アユおどる清流キャンプ場
施設の所在地	安田町大字船倉 500 番地外

2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本（法人の場合）
- (2) 団体の定款、会則、規約その他これらに相当する書類
- (3) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (4) 申込資格に関する申立書（別記第2号様式）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記第2号様式）
- (6) 安田川アユおどる清流キャンプ場管理業務に関する基本方針、事業計画書（別記第3号様式）
- (7) 安田川アユおどる清流キャンプ場管理業務に関する管理に係る収支計画書（別記第4号様式）
- (8) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

別記第2号様式

令和 年 月 日

安田町長 様

法人・団体名	
法人・団体住所	
代表者名	印

安田川アユおどる清流キャンプ場の指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の事項のいずれにも該当しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同行を準用する場合を含む。）の規定により安田町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (2) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者（町議会議員、町長、委員会の委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人及び精算人たることができない。）

国税及び地方税の納税義務がない

(理由)

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

別記第3号様式

事業計画書

施設名	安田川アユおどる清流キャンプ場	申出年月日	令和 年 月 日
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	

<事業計画>

1. 本施設の管理運営に応募した理由を記入

2. 指定管理者として公共施設の管理運営を行うにあたって基本方針を記入

3. 使用者ニーズの把握をどのように行い、どう反映させるか

4. 使用者からの苦情・要望に対する基本的な対応姿勢はどう考えるか

5. 定期的な自己評価の実施体制

6. 使用者に対するサービス向上及び使用促進を図るためにどのような方策が必要か。使用者の増加を図るための具体的な計画を記入

7. 自主事業を計画している場合の内容

8. 使用者増加につながる広報等の実施方法

9. 本施設を効率的に管理運営するにあたり、どのような体制を計画しているか。各業務ごとに直営管理か再委託かを含めて具体的な実施・確認方法を記入

(1) 管理・清掃業務

(2) 草刈・芝生、樹木管理

(3) 消防設備等点検

(4) 給排水設備保守点検

(5) 净化槽維持管理

(6) 電気工作物保安管理

(7) 使用申請受付・許可、利用料金収納業務等（受付場所、料金収納方法含む）

10. 前記9の管理運営体制について指揮命令系統がわかる組織（人員配置）図。また、職員体制（ローテーション等）は、どのように考えているか。

11. 職員の労働条件について、就業規則等は整備しているか。また、職員研修等は行っているか。
研修等を実施している場合は具体的に内容を列記

--

12. 他の施設管理の業務実績

施設の名称	所 在 地	主な業務内容	期 間

13. 類似した業務の実績（別紙での提出可、様式は自由でタイトルは「類似業務実績」）

--

14. 本施設の管理運営にあたっての防犯、防災対策について

（1）マニュアル整備等について

--

（2）その他

--

15. 本施設の維持管理にあたっての緊急時の体制、対策について
(通常時の非常警報やイベント等開催時の事故、災害等の対応について)
(1) マニュアル整備等について

(2) その他

16. 本施設の維持管理にあたっての個人情報保護の対策について
(1) 社内（団体内）における規律の整備や周知・教育について

(2) その他

17. 環境、次世代育成など社会貢献活動を実施していれば内容を列記。

18. 年間スケジュール

その他 特記すべき事項があれば記入

別記第4号様式

令和8年度収支計画書

令和 年 月 日

1 収入

(単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入を記入
使用料収入			
収入合計			

2 支出

(単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費 人件費 建物関連費 ・水道光熱費 ・保険料 施設維持管理費 ・草刈委託 ・浄化槽 ・電気・機械設備等 保守 その他経費 ・備品消耗品費 ・旅費交通費 ・車両費 ・通信費 ・物流費 ・広告宣伝費 ・修繕費 ・手数料 ・その他経費			施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

別記第4号様式

令和9年度収支計画書

令和 年 月 日

1 収入

(単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入を記入
使用料収入			
収入合計			

2 支出

(単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費 人件費 建物関連費 ・水道光熱費 ・保険料 施設維持管理費 ・草刈委託 ・浄化槽 ・電気・機械設備等 保守 その他経費 ・備品消耗品費 ・旅費交通費 ・車両費 ・通信費 ・物流費 ・広告宣伝費 ・修繕費 ・手数料 ・その他経費		施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入	
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

別記第4号様式

令和10年度収支計画書

令和 年 月 日

1 収入

(単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入を記入
使用料収入			
収入合計			

2 支出

(単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費 人件費 建物関連費 ・水道光熱費 ・保険料 施設維持管理費 ・草刈委託 ・浄化槽 ・電気・機械設備等 保守 その他経費 ・備品消耗品費 ・旅費交通費 ・車両費 ・通信費 ・物流費 ・広告宣伝費 ・修繕費 ・手数料 ・その他経費			施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

別記第4号様式

令和11年度収支計画書

令和 年 月 日

1 収入

(単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入を記入
使用料収入			
収入合計			

2 支出

(単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費 人件費 建物関連費 ・水道光熱費 ・保険料 施設維持管理費 ・草刈委託 ・浄化槽 ・電気・機械設備等 保守 その他経費 ・備品消耗品費 ・旅費交通費 ・車両費 ・通信費 ・物流費 ・広告宣伝費 ・修繕費 ・手数料 ・その他経費		施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入	
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

別記第4号様式

令和12年度収支計画書

令和 年 月 日

1 収入

(単位：円)

収入科目	収入額	内訳	備考
指定管理料			自主事業以外の収入を記入
使用料収入			
収入合計			

2 支出

(単位：円)

支出科目	支出額	内訳	備考
売上原価 ・宿泊 ・その他			
施設維持管理費 人件費 建物関連費 ・水道光熱費 ・保険料 施設維持管理費 ・草刈委託 ・浄化槽 ・電気・機械設備等 保守 その他経費 ・備品消耗品費 ・旅費交通費 ・車両費 ・通信費 ・物流費 ・広告宣伝費 ・修繕費 ・手数料 ・その他経費		施設維持管理費の内、自主事業に要する経費を除いた費用を記入	
支出合計			

※必要な経費は適宜追加すること

